

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

ア 漁協の経営改革の促進

(ア) 組合員資格審査の厳正化【平成 22 年度措置】

(質問)

組合員資格審査委員会の実施状況について、どのようなスケジュールで、どのような項目（組合員名、住所、漁労・漁労準備・販売等の日数、従事の内容、など）を、どのような手法により把握しているのか、ご教示願いたい。

また、実態把握の結果、適正な資格審査が行われていない漁協が確認された場合に、具体的にどのような手法で改善措置を講じるのかについても、ご教示願いたい。

さらに、公開情報によれば、福岡県において不適格な漁協の存在が報じられているが、水産庁は関係する漁協、県漁連、全漁連などにどのような対応措置を実施したのか、ご教示願いたい。

また、福岡県以外の県においても同様のケース、特に都市近郊の漁協においてであると聞くが把握しておられるか、ご教示願いたい。

(回答)

1 平成 19 年の水産業協同組合法（以下「水協法」という。）の改正を受け、平成 20 年中に各漁協は、定款に「組合員の資格の審査」に関する規定を追加するとともに、定款附属書組合員資格審査規程を設けたところである。各漁協は、当該規程に基づき、「組合員資格審査委員会」を設置し、年 1 回以上資格審査を実施することとしている。

資格審査に当たっては、組合員名簿（組合員名、住所）に基づき、異動の確認を行い、原則として水揚仕切書等により、漁業を営む日数を把握し、組合員資格要件の漁業を営む日数（90 日から 120 日までで定款で定める日数）を確認することとしている。

水揚仕切書等は、各組合員が漁協に提出することを原則としているが、漁協の販売事業に係る内部伝票で確認できる場合には、組合員から提出を求めない場合も考えられる。

2 適正な資格審査が行われていない疑いのある漁協については、水協法第 122 条に基づき報告を求め、当該報告により水協法に違反することが認められた場合には、適正な資格審査が行われるよう必要な措置（業務改善）を命ずることができることとされている。

3 福岡県においては、県による常例検査において、正組合員数が 20 人未満であり、水協法第 68 条の解散事由に該当していることが判明し、解散届の提出を指導したが、漁協がこれを否定し、現在県との間で訴訟となっている漁協の例や、資格審査を実施しないことから業務改善命令を行ったにもかかわらず改善がなされないため、解散命令が発出され、解散した漁協の例がある。

4 また、三重県において、資格審査の結果、正組合員資格のない者が正組合員となっていたことが判明し、この結果、正組合員数が 20 人未満となることが確実となり、解散することとなった事例がある。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

ア 漁協の経営改革の促進

(イ) 経営改革の透明化【平成 21 年中措置】

(質問)

近年の欠損金の状況とその解消のための国費の投入及び都道府県の負担の状況についてご教示願いたい。

また、これまで解消が円滑に行われなかった理由とともに、今後どのような手法で、どのようなスケジュールで経営改善を進捗させるのかご教示願いたい。

さらに、各漁協の経営改善計画及びその進捗状況について収入及び支出の見通し、支出の削減状況、これらを合わせた欠損金の解消に向けた策（国費の投入状況）についての現在の進捗状況を、優良、不良などのいくつかの例を具体的にご教示願いたい。

(回答)

1 漁協の決算によれば、近年の漁協の欠損金は減少傾向にある。

15年 455億円

16年 451億円

17年 470億円

18年 454億円

19年 374億円

(資料：水産業協同組合統計表)

系統及び都道府県が中心となって推進している経営不振漁協の改善のため、水産庁では欠損金見合いの長期借換資金である漁協経営改革支援資金を20年度に創設し、同資金に係る利子助成を行うほか、代位弁済が行われた際の経費を都道府県と同率で助成することとした。同資金の20年度融資実績は、3件約10億円であり、これに係る利子のうち4.5百万円を助成した。

このほか、漁協系統組織・事業改革促進事業において、これまでに経営改善計画の策定について、12件の支援を実施した。

2 欠損金の解消が進まなかった理由としては、大口取引先の倒産、過剰投資、自営漁業の不振等に加えて、近年の資源状況の悪化や漁業者の減少によって経営状況が悪化したことがある。全漁連では、21年度までを集中取組期間と定め、このような欠損金の解消が困難となっている漁協（要改善JF）に対し経営改善計画の策定・実行を強力に指導しているところであり、本年度内に全ての要改善JFの計画策定及び実行開始を目指しているところである。

3 融資を実行した3件は、①20年9月から8年間、②21年3月から7年間、③21年3月から10年間でそれぞれ欠損金を解消する計画であるが、事業開始から間もないことから、進捗状況を例示できる段階にはない。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

イ 不公正取引の未然防止【平成 21 年度措置】

(質問)

現在においても、ある漁協から購入する燃油は、一般の業者から購入するよりも割高であるとの指摘がある。そのような、一般の業者から購入する場合と漁協からの購入する場合の差についてどのような調査等を行っているのかご教示願いたい。

漁協の購買事業、販売事業等に対して、関係法令上問題となり得る不公正な取引・流通を未然に防止するための、具体的な措置についてもご教示願いたい。

また、関係法令上問題となり得る不公正な取引・流通が確認された場合に、具体的にどのような手法で改善措置を講じるのかについても、ご教示願いたい。

(回答)

- 1 漁協の購買事業における供給価格は、理事会や総会において定めた規約等に基づき、組合員の了承を得て定められているのが実態である。当該供給価格は、漁協の事業の実態や地域性（離島など）で異なるものであり、一般の業者の価格に比較して組合員が有利になる（価格面だけでなく、供給サービス面などで有利になる）ように事業を運営しているものであり、個々の漁協における供給価格は、調査していない。
- 2 「不公正な取引方法」を用いた取引については、漁協といえども独占禁止法の適用除外とはなっておらず、そのような取引が行われぬよう厳しくチェックしていく必要があることから、都道府県においては、漁協が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いのある事実を知り得た場合には、必要に応じ、公正取引委員会に対し当該事実を連絡するなど、連携を図り対応していくよう指導することとしている。
- 3 仮に、「不公正な取引方法」を用いた取引が行われた場合には、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除命令が発せられることが想定される。このような場合には、水協法第 122 条に基づき当該漁協に対し独占禁止法違反の再発防止の措置等について報告を求めるとともに、必要に応じ、同法第 123 条の 2 に基づき業務改善又は第 124 条に基づき必要な措置をとるべきことを命じ、当該漁協における独占禁止法違反の再発を防止するための体制整備等の構築を命ずるなどの措置を講ずることとしている。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

ウ 信用事業を行う漁協における情報開示の強化及び信用事業を対象とした金融庁
検査の実施 【平成 21 年中措置】

(ア) 事業別の情報開示の徹底

(質問)

漁協の経営改革には、漁協への公的負担がなされていることにも鑑み、信用事業のみならず、全ての事業（その他事業を含む。）の事業内収入及び事業外収入の情報の開示が必要であり、その具体的な内訳をご教示願いたい。なお、系統金融からの再配分（還元収益）などがあると聞かが、把握しておられたらお教え願いたい。

また、各漁協での金融サービスのみを利用する員外取引の実態についてもご教示願いたい。

(回答)

1 漁協の事業内容等については、業務報告書に詳細な情報を記載し、これを総会に提出しており、組合員等に対し、全ての事業の事業内収入及び事業外収入の情報が開示されることとなっている。

なお、全国の都道府県知事認可の沿海地区出資漁協についてとりまとめた水産業協同組合統計においては、個々の漁協の事業収支及び事業外収支の内訳は様々であることから、具体的な内訳毎の集計ではなく、全国（県別）の各事業部門ごとの集計となっている。

2 お尋ねの「系統金融からの再配分（還元収益）」が具体的に何を指しているのか不明であるが、水産業協同組合法第 56 条に基づき、組合は純資産から出資総額、資本準備金及び利益準備金等を控除した額を限度として、剰余金の配当を行うことができることとなっており、組合の定款で定めるところにより出資額又は事業の利用分量の割合に応じて配当している。

3 漁協における員外者との取引に関しては、員外利用の分量の限度等の制限があり、その範囲内で、定款で定めるところにより、許容されている。

漁協の金融サービスを利用する員外者の利用実態等は、各漁協のディスクロージャー等で公表されている。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

ウ 信用事業を行う漁協における情報開示の強化及び信用事業を対象とした金融庁検査の実施 【平成 21 年中措置】

(イ) 貯金者保護に向けた情報開示の充実

(質問)

信用事業を行う漁協について、経済事業を含める場合と含めない場合のそれぞれの自己資本比率を算定し、お教え願いたい。

(回答)

漁協は信用事業のほか各種事業を行う総合事業体であり、信用事業において損失が発生した場合の最終的な支払原資としては、経営体全体の資産が供されることになる。

したがって、自己資本比率は、漁協の全事業について、組合が有する自己資本と全てのリスクを対比して算出されるものであり、その値はディスクロ誌等で公開されている。なお、経済事業を含めない場合の自己資本比率は算出していない。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

エ 員外利用規制の徹底【平成 21 年度措置】

(質問)

販売事業の員外利用分量について、いかにして員外利用制限の趣旨を理解させ、どのように遵守させるための措置を講じることとしているのか、ご教示願いたい。

(回答)

- 1 漁協は、その組合員のために事業を行うことによって組合員である漁業者の経済の発展と地位の向上を図ることを目的とする団体であり、その事業の利用は本来組合員に限られるべきであるが、①地域の漁村における経済機関の一つとして組合員以外の者であっても組合の事業を利用することが実際問題として必要な場合も考えられること、②漁協が事業量を安定的に確保して事業経営を円滑にする必要があることから、本来の漁協の目的及び性格に反しない一定の範囲内において員外利用を認めることができることとされている。
- 2 上記の認識の下、販売事業に係る員外利用制限については、漁協が、従来の市場を通じた販売のほか、活魚流通、宅配便による産地直送、地場の産品と合わせた水産物の直接販売等をはじめとする組合員の販売ニーズに対応した多様な形態の販売事業に取り組むことができるよう、一事業年度における員外者の利用分量の上限を、当該事業年度における組合員の利用分量の2倍までとされているところである。
- 3 これらの販売事業は、適正かつ効率的な運営が確保されなければ、漁協の経営に悪影響をもたらすことも懸念されることから、立地条件等を十分考慮しつつ的確に需要動向を見定め、これに見合った事業の内容、規模、運営方法等を検討した上で実施するよう、都道府県を通じて指導することとした。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

オ 会計処理の適正化【平成 21 年度措置】

(質問)

指導事業賦課金の徴収について、組合員への明確な情報開示および徴収の適正化を図るため、具体的にどのような措置を講じているか、ご教示願いたい。

また、事業外収益の大宗を占める雑収益について、例示として記述した雑収益の科目の細分化および名称付与による明確化など、必要な措置をどのように講じているか、ご教示願いたい。

漁協経営の健全化には、漁協への公的負担がなされていることにも鑑み、全ての事業（その他事業を含む。）の事業内収入及び事業外収入の情報の開示が必要であり、その具体的な内訳をご教示願いたい。

(回答)

- 1 指導事業の実施状況は、漁協の業務報告書において、一般的な事業概況のほか、附属明細書の中で、指導事業収入として指導事業賦課金収入のほか、繰入教育情報資金、受入漁業料、指導事業補助金・助成金などが記載され、また、指導事業支出として教育情報費、繁殖保護費、漁場管理費、資源管理費、営漁指導費等に区分されて記載することとされているところである（水協法施行規則第 205 条第 3 項の規定による別紙様式）。

当該業務報告書は、通常総会に提出され、組合員の承認を得ているものであり、組合員への明確な情報開示が行われているものと考えている。

また、各組合員に対する指導事業賦課金の徴収に当たっては、毎年度、総会において、その賦課金の額、徴収時期及び徴収方法を定めることとされており（水協法第 32 条、模範定款例第 20 条）、徴収の適正化が図られているものと考えている。

- 2 事業外収益の損益計算書への表示については、受取利息、受取出資配当金、受入補助金など 6 科目のほか雑収益の科目に区分されているところである（水協法施行規則第 205 条第 3 項の規定による別紙様式）。これらの科目については、記載上の注意として漁協の損益の状態を明らかにするため必要があるときは、科目を細分し、適切な名称を付して記載することとしている（同）。当該雑収益の具体的な細分化については、個々の漁協によって重要性の観点から適切な名称を付して記載するなどにより細分化するよう都道府県を通じて指導することとしたい。

- 3 漁協の事業内容等については、1、2のとおり、業務報告書に詳細な情報を記載し、これを総会に提出しており、組合員等に対し、全ての事業の事業内収入及び事業外収入の情報が開示されることとなっている。

なお、全国の都道府県知事認可の沿海地区出資漁協についてとりまとめた水産業協同組合統計においては、個々の漁協の事業外収支の内訳は様々であることから、具体的な内訳毎の集計ではなく、事業外収益及び費用の全国（県別）の総額及び各事業部門への配分額についての集計となっている。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

カ 公認会計士を活用した連合会の監査及び連合会の指導の充実・強化

【平成 21 年度措置】

(質問)

漁協における今後の指導及び監査について、漁協の経営改善のための指導体制の充実・強化を図るため、具体的にどのような施策を講じることとしているか、ご教示願いたい。

また、全漁連による指導・監査が不十分であることは、これまでの漁協経営の実態から明らかであることが第 3 次答申の【具体的施策】で合意、記述されているが、監査にかかる第三者性および独立性を確保する観点からも、公認会計士を活用した外部監査体制を図ることが適切であると考えているが、ご意見を伺いたい。

(回答)

- 1 現在、漁協系統全体で約 374 億円(平成 19 年)と見積もられている欠損金を早期かつ確実に解消し、安定的な漁協経営を確立するため、全漁連は、5 千万円以上の欠損金を有し、直近 2 年の剰余金から試算すればその解消に 10 年以上を要するなど特に経営状況が悪い漁協を「要改善 J F」として指定し、経営改善計画(再建計画)を策定させるなど、これらの漁協の再建に集中的に取り組んでいるところである。

このため、国としても、関係機関と連携し、欠損金処理対策の他、資金を借りた場合の利子補給、税制支援等の総合的漁協対策を講じ、漁協系統の抜本的な経営改善を図ることとし、漁協の監督行政庁である都道府県に対し指導したところである。

- 2 全漁連による漁協等の外部監査体制について、第 3 次答申のとおり、漁協の経営改善のための指導体制や、公認会計士の活用など第三者性と独立性を踏まえた監査体制の充実を図ることは適切であると考えている。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

キ 常勤理事の兼職・兼業の適正化【平成 21 年度措置】

(質問)

漁協の責任ある業務執行体制と常勤理事の職務専念等の確保を図るため、どのような措置を講じることとしているのか、ご教示願いたい。

また、現在の沿岸漁業の経営実態をみれば、漁労に長く従事してきた漁業者に限らず、広く会計、財務、人事等を把握する能力がある者を漁協理事に採用すべきと考えるが、ご意見を伺いたい。

(回答)

- 1 漁協の行う事業が多様化、専門化し、また増大する状況の中で、変化する経済情勢に即応した的確な業務運営を行うためには、代表権を有する者が常時組合業務を掌握するなど、理事の責任の明確な業務体制の確立が必要であり、このため、理事のうち少なくとも 1 名以上は常勤とするよう都道府県を通じて指導することとした。
- 2 漁協の理事の資格要件として、農林水産大臣が定める模範定款例において「組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものでなければならない。」との規定を盛り込んでいるところである。
これにより、実務に精通した者が理事に就任するものとしているが、当該者が理事に就任しているかどうかについては、行政検査等でチェックし、不十分と認める漁協には定款違反として改善指導するよう、漁協の監督行政庁である都道府県に対して指導しているところである。